

旧約聖書における人権思想とそれを支える Hospitality の理念について

Concerning the Thought of Human Rights in Old Testament
and Its Supportive Idea of Hospitality

関 家 新 助
Shinsuke SEKIYA

Abstract

In this paper I have examined the history of the concept of human rights of England, discovering its origin in the Ten Commandments which provide the fundamental principle. I have also examined, in terms of the idea of hospitality, how the concept of human rights was born and then developed in relation to Christian ethical values. I then have proceeded to further identify the meaningfulness of the concept of human rights to today's society.

キーワード

Human Right. Old Testament. Hospitality.

I

人権思想という概念は西洋近代市民社会（近代国家）成立の絶対条件として登場した。その担い手はT. HobbesとJ. Lockeである。近代国家の成立要件である議会制民主主義と法による支配の背景は、社会の構成員一人一人の個の尊重（生命と財の保障）、つまり、人権保障にはじまる。さらに、その個は、一人の人間として、自己の感性で感じ（I feel）、自己の頭で考え（I think）、自己決定（I understand）しうる近代自我の芽生え・確立を前提としている。それゆえ、近代自我の不在なところに、個（individual）の存在は成立せず、当然、そこには、人権の保障も政治制度としての真のデモクラシーも存在しない。

従来、人権思想に関する歴史的研究の対象は、“Bill of Rights” 1689, “Institutes of the Laws of England” 1628–59 (E. Coke), “Petition of Rights” 1628, さらに、どのように遡っても “Magna Carta” 1215までであった。

この小論で、私は、こうしたイギリス型人権思想をさらに遡り、その思想的原点を「十戒」を親規程とする『旧約聖書』の中に見出し、人権思想が、これらの倫理的価値とどのようなかかわりをもって芽生え・確立してきたかについて、Hospitality の概念を軸に明白にし、さらに今日的意義について考察したい。

II

『旧約聖書』における人権思想、身分・性・障害児者を問わず、人間を人間として思いやる精神構造は次のようにになっている。

『旧約聖書』の中には、具体的な諸規程（律法）が事項別に明記されているが、それら諸規程の前提となる親規程がかかる有名な「十戒」である。

「十戒」はこう述べている。(1)私は主、あなたの神であり、あなたは私の他に何物も神としてはならない。(2)あなたは自分のために刻んだ像を作ってはならない。(3)あなたの神、主の名をみだりに唱えてはならない。(4)安息日をおぼえてこれを聖とせよ。(5)あなたの父と母を敬わなくてはならない。(6)人を殺してはならない。(7)姦淫してはならない。(8)他人のものを盗んではならない。(9)隣人に対して偽証してはならない。(10)隣人の家を貪ってはならない。*

*『旧約聖書』「出エジプト記」第20章。

私は、「十戒」をたんなる宗教的訓戒としてではなく、人類が発達の過程で創造したまさに生活の知恵の結晶であると捉えている。つまり、「十戒」は、自然発生的な動物的衝動に基づく倫理的価値とあらたに形成されてきた部族という集団（国家）の権力の意志との折衷のみごとに完成された知恵(sophia)である。だからこそ、「十戒」は今日まで約3000年間、民族や時空を越えて我々の日常生活における倫理的価値として維持しつづけている。

『旧約聖書』の世界では、この「十戒」を親規程として「出エジプト記」「申命記」「レビ記」において、諸々の社会的弱者に対する具体的な諸規程（律法）が神の名において明記されている。神・ヤーウェの民に対する基本理念は、社会的強者の傲慢さに対する怒りと社会的弱者に対する木目こまかな思いやり（hospitality）の精神で貫かれている。

例えば、「彼らは、乏しい者の訴えを聞きいれず、我が民のうち貧しい者の権利を奪い、寡婦の財産をかすめ、みなしごを食いものにする」（イザヤ書、第10章）。「ヤーウェは救いの業を駆使し、虐げられたすべての者の権利を回復させる」（詩編、第103篇）。「弱い者とみなしごとを公平に扱い、苦しむ者と乏しい者の権利を擁護せよ」（同、第82篇）。また、「寄留の他国人を苦しめてはならない。これを虐げてはならない」（出エジプト記、第22章、レビ記、第19章）。

『旧約聖書』は、さらに立ち入って、社会的弱者に対する救済規程、今日的感覚の人権思想に相通じる諸規程を具体的に明記している。簡潔に整理しておきたい。

土地について・・・「隣人の土地の境を侵すものはのろわれる」（レビ記、第25章）。また、「レビ記」では、権利の回復が保証されており、50年に一度「ヨベルの年」を設け、この年には、売られた土地、家屋等が元の所有者にもどされ、奴隸も解放されることが定められている（同、第25章）。

身体について・・・「悪人と手を組んで、暴力行為を助ける証人となつてはならない。権力者に追従して悪をなしてはならない。また、訴訟においても、権力者に追従して非道な証言をしてはならない。・・・貧しい者の訴訟において、判決を曲げてはならない。・・・無実の者や正しい者を殺してはならない。また、悪人を義としてはならない。賄賂を取つてはならない。賄賂は明るい目をくもらせ、正しい者の主張を曲げさせるからである」（出エジプト記、第23章）。

「寄留の他国人やみなしご、寡婦の裁きを曲げる者はのろわれる」（出エジプト記、第24章、申命記、第24章、第27章）。

労働と賃金、利子と質について・・・「貧しい雇人は、同胞であれ、町に寄留している他国人であれ、それらを虐待してはならない。賃金はその日のうちに支払い、それを日没まで遅延してはならない」（申命記、第24章、レビ記、第13章）。「あなたが私の民の貧しい者に金を貸すときは、金貸しのように、彼らから利子をとつてはならない。また、やむをえず隣人の上着を質にとる場合には、日没までにそれを返さなければならない」（出エジプト記、第22章、レビ記、第25章）。

負債免除と奴隸の解放について・・・「あなたは、7年の終り頃に、許しをおこなわなければならない。・・・すべて隣人に貸し与えた貸主はそれを許さなければならない。隣人または同胞にそれを催促してはならない」（申命記、第15章）。「あなたがヘルプ人である奴隸を買うとき、6年間仕えさせ、7年目には無償で自由人として去らせなければならない」（出エジプト記、第21章）。

農作物と食糧について・・・「あなたが畑で穀物を刈るとき、もしその一束を畑におき忘れたならば、あなたはそれを取りに引き返してはならない。それは寄留の他国人とみなしごと寡婦に取らせなければならない」（申命記、第24章）。「3年の終りごとに、その年の収穫の十分の一を全部持ち出し、あなたの町の中においておかなければならない」（同、第14章、第26章）。

障害者と女性について・・・「盲人を道に迷わす者はのろわれる」（申命記、第27章）。「耳の聞こえない人をのろってはならない。目の見えない人の前につまずく物をおいてはならない」（レビ記、第19章）。「イスラエルの女性は神殿娼婦となってはならない」（申命記、第23章）。「あなたの娘に遊女の業をさせて、これを汚してはならない」（レビ記、第9章）。

『旧約聖書』の世界は、いまから3000年も前に、広義の社会的弱者に対する救済という点で、弱者といえども、個を一人の人間の存在として認め、この理念が近代人権思想の底流を支え、さらには、今日の社会福祉の思想の基盤として、人間理解のもっとも重要な核心部分を我々に提起しているのではないだろうか。

III

こうした『旧約聖書』の人権感覚がどのような思想的背景のもとに成立しているか、『旧約聖書』あるいは『新約聖書』に登場する“hospitality”の概念と理念を軸に、私はさらに立ち入って考察したい。

一般的に、hospitalityの概念は、「もてなしの心」あるいは「受容する力」として理解されている。その歴史は、古くは『新約聖書』をへて『旧約聖書』へと遡ることができる。また、この300年間の歴史をかいまみても、hospitalityの語が近代語として確立した18世紀から19世紀初めにかけて、イギリスでは社会福祉の施設（みなしご、障害児を受け入れる施設）を意味し、19世紀末には、ナイチンゲールの活躍とともに、hospital、つまり入院可能な医療施設を意味するようになった。また、フランスでは、20世紀の初期から教会や修道院にかわって、巡礼者や旅人を受け入れる hostel および hotel の意味に変容してきた。そして今日、一般的には、サービス業を中心に、利用者に対する業界の基本姿勢として、サービスの心を hospitality の理念で説明する一方、他方では、死に直面した人々を受け入れる hospice の機能をもった病院や福祉施設を包含するようになってきた。

こうした「もてなしの心」(hospitality)の概念を語源的に整理すると、その理念が一層明白になる。

Hospitality(<L> hospitālitās)の語源を辿ると、hospital (<L> <形> hospitalis → <名> hospitāle つまり guest<異国人、敵国人>に部屋を提供する)をへて、host (<L> hostis) と guest (<L> hostel stranger, enemy) にたどりつくことができる。host は、一般的に「主人」をさすが、かつては、「泊める」という意味もあった。しかし、この意味は今日死語となっている。

この過程を言語成立史の通念から推察すると、ある地域で、日常的に用いられていた形容詞、

動詞的な言葉の概念が、長い年月をへてその地域に定着するようになると、いいかえれば、ある言葉の概念が市民権をもつにいたって名詞形が登場する。ここでは、host と guest の日常的な関係から、つまり、部屋を貸した（〈形〉hospitalis）という形容詞的用法から、長い時間を費やして apartment（部屋）を貸すという意味の hospitale という名詞形が確立したと考えられる。

そして、それらの言語の概念が、長い年月とともに、他国人、あるいは敵国人を含めて、人間を大切にもてなす理念として hospitalitas という言語に集約されてきたと考えられる。

『旧約聖書』の中には、hospitalitas という言語そのものはまだ登場していない。しかし、私は、以上の語源的な推論から、『旧約聖書』を中心に『新約聖書』にも触れながら hostis と hostis stranger, enemy の概念を辿り、hospitalitas の理念を追求する。

ただし、『旧約聖書』は神に関する物語である。そこでは、当然のことながら、「主」（神）の民に対する愛（charity）と民の神・使徒達に対する尊厳を前提として、神は何人も受け入れる。あるいは、民は神や使徒達を尊敬と畏怖の念をもって丁重に受け入れるという hospitality の概念が成立している。

従って、ここでは、神と人間の関係が直接正面にでてこない hospitality の理念を中心に整理したい。

『旧約聖書』の「創世記」は次のように述べている。「ある暑い真昼、アブラハムはテントの入り口に座っていた。彼がふと見上げると3人の人が立っていた。彼は、ひざまずき、「お客様、よろしければ、どうか私の家を素通りしないで下さい。私はあなた方をこちらでおもてなし（serve）したいのです。水を少々お持ちします。足を洗って木陰で少しお休み下さい。何か召し上がるものを調えます。旅を続ける体力が回復されると思います。私はあなた方を私の家に招き、おもてなしをすることは、私にとって名誉なことです」（創世記、第18章）。彼は妻のもとに戻り、上等の小麦粉をこねてパンを焼き、子牛を急いで料理させ、配膳しておもてなしした。

また、「申命記」では、親規程「十戒」をうけて hospitality の理念を次のように律法化している。「主人のもとを逃れてあなたのもとに来た奴隸をその主人に引き渡してはならない。あなたの町のどこか、彼が選ぶ場所に、望むがままに、あなたと共に住まわせ、彼を虐げてはならない」（申命記、第23章）。「同胞であれ、あなたの町に寄留している他国人であれ、貧しく乏しい雇人を搾取してはならない。」（同、第24章）。「寄留している他国人や孤児の権利をゆがめてはならない」（同）。

さらに、収穫の十分の一に関する規程では、「毎年畠に種を蒔いて得る収穫物の中から、必ず、十分の一を取り分けなければならない。・・・3年目ごとに、その年の収穫物の十分の一を取り分け町の中に蓄えておき、財を所有しないレビ人や寄留している他国人、孤児、寡婦がそれを食べて満ち足りることができるようにしなさい」（同、第14章）。

このような異国人や旅人に対する基本的に丁重な hospitality の習慣は、古代オリエントでは日常化されていたことを我々は推測することができる。そして、『旧約聖書』はこの習慣に反する行為が重大な結果をもたらすことを警告している。

例えば、ギデオンはヨルダン川に着き、彼の率いる300人とともに川を渡り疲れはてていた。彼はスコトの人々に「私に従ってきた民にパンを恵んでいただきたい。ミディアンの王ゼバとツアルムナを追っているところだ」と懇願した。しかし、スコトの指導者達は、「我々があなたの軍隊にパンを与えるなければならないというからには、ゼバとツアルムナの首を取っているのか」と言った。この言葉に対して、ギデオンは、「彼らの首を取った暁には、お前達のその身

体を荒野の茨とげで打ちのめしてみせる」と返した（「土師記」第8章）。また、ギデオンはペヌエルでも同じ要求をしたが、そこでも同じ答えであった。ギデオンは「私が無事に帰つてきたら、この町の塔を倒してみせる」（同）。

ギデオンは、1万5000人の軍勢を率いるミディアンの王を打ち破り、スコトに帰還した。彼はスコトの人々に向かって、「これがゼバとツアルムナだ、見るがよい。・・・彼は町の長老達を捕え、荒野の茨とげをもってスコトの人々を思い知らせ、またペヌエルの塔を倒し、町の人々を殺した」（同）。

参考までに、『新約聖書』に立ち入ると、そこでは、厳しい律法に代ってイエスの立場が神の言葉として強調されており、『旧約聖書』よりも、より整理された形で、隣人愛（love）と奉仕（service）の精神が hospitality の理念と結びついて、具体的に明らかにされている。

「いかなる義務にも先行して、あなたがなすべく唯一の義務は人を愛することである。・・・姦淫するな、殺すな、盗むな、貪るな、そのほかどんな撻があつても、隣人を自分のように愛しなさい」（「ローマの信徒への手紙」第13章）。さらに、この隣人愛の理念を代表する典型として、「信仰の弱い人を受け入れ（welcome）なさい。・・・神はこのような人をも受け入れ（accept）られるからである」（同）。「宴会を催すときには、むしろ、貧しい人、体の不自由な人、目の見えない人を招きなさい」（同）。

一方、奉仕の基本的な考え方はこうなっている。

神は、人間にさまざまな自然の賜物を授けている。人間は、「その神の恵みの善き管理者として、その賜物を生かしてお互いに仕える（serve）べきである。・・・奉仕する人は、神がお与えになった力に応じて奉仕しなさい」（「ペトロの手紙」第4章）。そしてその心（精神）については、「あなたがたにゆだねられている神の羊の群れを牧しなさい。強制されてではなく、神に従って、自ら進んで世話をしなさい。単なる利益のためではなく、献身的に（from a real desire to serve）しなさい」（同、第5章）。

このようにみると、『新約聖書』では、hospitality の理念は、人間愛と奉仕の精神によって支えられており、それらを表現する言語として、⑤ accept, ⑥ acceptance, ⑦ ⑧ welcome, ⑨ serve, ⑩ service といった日常的な言葉が用いられ、さらにはこれらの言葉によって、hospitality の概念と理念が表現されている。

いま一度、hospitality の概念と理念の成立過程を整理すると、まず、『旧約聖書』では、古代オリエントの習慣を serve を軸に host と guest の関係で聖書化した。そして、その serve の理念が『新約聖書』では、love（隣人愛）と service（奉仕）という概念で整理され、理念化されている。さらに、ヨーロッパ中世キリスト教社会の長い歴史の過程で、「他者を受け入れる」（accept）、具体的な表現として「他者に仕える」（serve）という概念が、host（部屋を貸す）、hospital に発展し、最終的に、hospitality という概念と理念をかねそなえた不動の名詞形が確立されたと考えられる。

IV

近代人権思想の成立過程における hospitality の思想史的意義について考察したい。

ヨーロッパ大陸が16世紀から17世紀にかけて歴史上有名な一連の宗教戦争を展開するもう一方の極で、イギリスでは繊維産業を中心に新しい階層が登場した。この階層は、政治社会においては都市商人階層として、思想的にはイタリア・ルネサンス以来培われてきた新しい価

値観（人間の感性の復活）に支えられつつ成長した。

彼らの具体的な成果物はイギリス市民革命による近代国家の確立であった。その特徴は、政治的にみると、主権者と構成員との契約、議会制、法による支配であるが、思想的に重要な要素は、この政治制度の構成員の一人一人が近代的自我に目覚めた個（individual）の集団、つまり、自己の無限な能力を信じ、事物を神や教会の判断ではなく、直接自己の感覚によって捉え（I feel）、捉えた対象を自己の頭で整理し（I think）、かつ判断し（I understand）、そしてこの判断に基づいて行動しうる（I do）人間の集団として成長し、そうした集団が政治社会や経済的利害と結びつくことにより、近代人権思想を生みだした点である。

近代人権思想は、古くは『旧約聖書』にはじまり、『マグナ・カルタ』をへて、近代国家の登場とともに、『請願権』、『権利の章典』を軸に確立した。人権思想の核は生存権である。生存権は、文字通り、動物として、人間として生きる権利である。さらに、その原点は『マグナ・カルタ』（1215）において王が諸侯達に保障した「身体の自由」に由来する。

この経緯をいますこし歴史的にみると、生存権の近代哲学における位置づけは、王といえども奪うことのできない自然権であり、それは神から授けられたものである。また、構造的にみると、生存権は元来二つの側面をもっている。身体・財に関するものと精神・魂の世界に関する領域である。前者の原点は「身体の自由」にはじまる。つまり、何人も正当な理由なく身体を拘束されない。かりに拘束されても、公正な裁判を保障する。そして、財とは身体を維持する上において最低限必要な財を意味している。それゆえ、生命と財とは表裏一体の関係にあり、他人の財を奪うことはその人の生命を奪うことに等しい。後者については、人間は神から「自由意志」を受けられているゆえ、単に動物としてではなく、人間として生きるに必要な精神・魂の自由（freedom）の保障が不可欠である。この自由こそ、身体の自由の前提となり、生存権を支える中核的な権利である。

こうした近代人権思想を基盤にして近代国家の体制と法体系が登場し、これらの脈絡のもとに我国の現行憲法もまた成立している。

現行憲法の権利体系の核は基本的人権の保障にあり、それは第11条（基本的人権の享有）と第13条（個の尊厳）に規定され、両条を具体的に表現した条項が第25条（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）である。さらに、これら3条を受けて、自由権（freedomにかかわる権利規定・・・第18条 身体の自由、第19条 思想・良心の自由、第20条 集会・結社・表現の自由等）と社会権（libertyにかかわる権利規定・・・第15条 選挙権、第16条 請願権、第26条 教育権、第27条 労働権、第29条 財産権等）が整理され、これによって、基本的人権の全体系が確立した。

この場合、私達は、単に動物としてではなく、人間として生きているがゆえに、自由権は社会権に先行する基本権として位置づけている。というのは、生存権の概念が生命の保障と身体の自由、つまり、ただ単に奴隸的拘束からの自由のみに限定されるならば、我々はなんら動物と異なるところはない。人間の人間たる存在条件は、精神・魂の世界が完全な freedom の世界として全てに先行し、かつ、完全に保障されることであり、これによって近代生存権の体系が完結する。

V

こうした近代人権思想および法体系に、『旧約聖書』以来の長い歴史をもつ hospitality の理念がどのようにかかわってきたか考察を試みたい。

近代人権思想の核は「身体の自由」に由来する「生存権」の保障にあった。『旧約聖書』における親規程としての「十戒」は、「あなたは殺してはならない」「あなたは盗んではならない」と規定している。ここでは、「身体の自由」と「財産権」が表裏一体となって、神の名の下に生存権として保障されている。それをうけて、「出エジプト記」「申命記」「レビ記」では諸々の社会的弱者に関する配慮、救済規程が明記されている。

この「生存権」の成立の背景に存在する理念には、すでに述べてきたように、人間を同民族はもちろん、他国人や奴隸ですら、同じ人間として認めようとする基本姿勢が伺える。さらに、その理念は、acceptance, welcome, service といった言語とその根底にある love の概念をもって hospitality に集約されている。

西洋社会において、『旧約聖書』『新約聖書』の時代から今日に至る倫理的影響は計り知れない。しかし、中世キリスト教社会の権力構造において、理論（聖書）と実際（権力）の隔たりは我々の想像を絶するものがあった。従って、両聖書の理念が経済的な社会背景のもと、近代自我の確立とともに育ってきた近代人権思想の成立に直接影響を与えたとは理解しえない。にもかかわらず、これまで述べてきた両聖書における社会的弱者への思いやり（hospitality）の思想が西洋思想史の底流に多大な痕跡を残していることもまた否定しえない。

このように、hospitality の理念の流れを歴史的に振り返ると、この概念のもつ現代的意義は計り知れない。

今日、hospitality はさまざまな業界や分野で顧客に対する service の概念に集約されて用いられている。この言葉の思想的な重みからすれば、その概念は、service の前提となる（1）個人の多様な価値観の受容、（2）国際社会における異文化の受容である。最後に、この関係において最も重要なことは、「受容」における host と guest の関係が主・従としての上下、あるいは、利益を媒体としての上下関係ではなく、お互いが対等な人間として、つまり、お互いがお互いを他者の感性や理性ではなく、自己の感性で感じ、自己の頭で考え、行動しうる一人の個（individual）として認め合うことである。こうした対等関係なくして、現代の hospitality は成立しえない。